

いざというときに助け合うために

自主防災組織



大規模な災害が発生した場合、防災機関による対応が困難なこともあり、地域住民がお互い助け合い、避難所への誘導や消火器を使用した初期消火などにあたることで、被害をより少なくすることにつながります。

自主防災組織とは

自主防災組織とは、災害発生時に被害を最小限に抑えるため、地域住民等が協力して、初期消火、避難誘導、救護などの防災活動を組織的に行う団体を指します。

自主防災組織の位置づけ

活動における役割分担については、地域住民等の合意に基づいて定めることが重要ですが、必ずしも規約等に明文化されている必要はありません。

それぞれの地域の実情に応じた防災活動に取り組んでいる団体は、自主防災組織として位置付けされます。

※例えば・・・

平時から防災訓練の実施、防災資機材の整備、防災講座の開催、避難所への経路確認など。

従来の
パターン

- ・自主防災組織として、規約等を整備し、防災活動を実施している組織
- ・町内会等の既存組織において、規約等に防災に関する事項を定め、防災活動を実施している組織

新たに追加
されたパターン

町内会等の既存組織において、規約等に明文化していない場合であっても、組織内の合意に基づき、防災活動を実施している組織

※上記の活動を行っている町内会は、帯広市町内会連合会の『自主防災活動等助成事業』の対象となります。(助成額：1団体あたり15,000円以内)

詳しい情報は、下記までお問い合わせください。

自主防災組織の運営に関するより詳しい情報は、右の二次元コードを読み取っていただくと、当市のホームページ内の『自主防災組織運営マニュアル』をご確認いただけます。



自主防災組織の活動で、地域の暮らしがもっと安心に。

●お問い合わせ先

帯広市総務部危機対策室危機対策課



0155-65-4103 (直通)